１０.各種割引

<table>
<tr><th>制　　度</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>

ＪＲ東日本の旅客運賃割引

【お問い合わせ】
ＪＲ東日本
お問い合わせセンター
電話 050-2016-1600
（6:00～24:00、
年中無休）

</td><td>

乗車券購入の際、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を窓口に提示して、運賃が割引になります。　※１２歳未満の小児定期乗車券は割引されません

<table>
<tr><th></th><th>乗車券種類</th><th>対象者</th><th>割引率</th><th>制限距離</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第１種</td><td>普通乗車券</td><td>本人のみ乗車</td><td>５割引</td><td>片道の営業キロが100Km を超える場合</td></tr>
<tr><td>普通乗車券</td><td>介護者と共に乗車</td><td>本人と介護者ともに５割引</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>定期乗車券
回数乗車券
急行券
（特急券を除く）</td><td>介護者と共に乗車</td><td>本人と介護者ともに５割引</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>第２種</td><td>普通乗車券</td><td>本人のみ乗車</td><td>５割引</td><td>片道の営業キロが100Km を超える場合</td></tr>
</table>

<u>※精神障害者保健福祉手帳の旅客鉄道株式会社等旅客運賃割引について</u>

令和７年４月１日から、JR グループにおいて運賃の精神障害者割引制度が導入されました。

詳細はホームページをご確認ください。
（ＱＲコードからアクセスできます）

</td></tr>
<tr><td>

福島交通飯坂線運賃割引

【お問い合わせ】
福島交通(株)鉄道部
電話 024-558-4611

</td><td>

駅窓口または車内の車掌に、下記の手帳を提示して運賃が割引になります。

<table>
<tr><th>障がいの種類</th><th>対象者</th><th>割引率</th></tr>
<tr><td>身体障害者手帳
療育手帳
精神障害者保健福祉手帳</td><td>本人と介護者</td><td>５割引</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>

阿武隈急行線運賃割引

【お問い合わせ】
阿武隈急行（株）
電話 024-577-7132

</td><td>

料金所において、下記の手帳または割引証を提示して運賃が割引になります。

<table>
<tr><th>障がいの種類</th><th>対象者</th><th>割引率</th></tr>
<tr><td>身体障害者手帳第１種</td><td rowspan="2">本人のみまたは介護者付き本人</td><td rowspan="5">本人と介護者とも普通乗車券・定期券ともに５割引</td></tr>
<tr><td>療育手帳Ａ</td></tr>
<tr><td>身体障害者手帳第２種
療育手帳Ｂ</td><td>本人のみ</td></tr>
<tr><td>精神障害者保健福祉手帳</td><td rowspan="2">本人のみまたは介護者付き本人</td></tr>
<tr><td>被救護者割引証</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>制　　度</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>

福島交通バス運賃割引

【お問い合わせ】
福島交通（株）
乗合営業部
電話 024-533-2132

</td><td>

窓口にて乗車券購入の際、またはバス降車の際、下記の手帳を提示して運賃が割引になります。なお、精神障害者保健福祉手帳については、高速バスは割引の適用外となります。

<table>
<tr><th>障がいの種類</th><th>対象者</th><th>普通運賃</th><th>定期運賃</th></tr>
<tr><td>身体障害者手帳
療育手帳
精神障害者保健福祉手帳</td><td>本人と介護者</td><td>５割引</td><td>３割引</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>

ジェイアールバス東北バス運賃割引

【お問い合わせ】
ジェイアール
バス東北(株)
電話 024-534-2011

</td><td>

窓口にて乗車券購入の際、またはバス降車の際、下記の手帳を提示して運賃が割引になります。

<table>
<tr><th>障がいの種類</th><th>対象者</th><th>普通運賃</th><th>定期運賃</th></tr>
<tr><td>身体障害者手帳第１種</td><td rowspan="2">本人と介護者</td><td rowspan="5">５割引</td><td rowspan="4">３割引</td></tr>
<tr><td>療育手帳Ａ</td></tr>
<tr><td>身体障害者手帳第２種</td><td rowspan="3">本人のみ</td></tr>
<tr><td>療育手帳Ｂ</td></tr>
<tr><td>精神障害者保健福祉手帳</td><td>対象外</td></tr>
</table>

</td></tr>
<tr><td>

航空旅客運賃割引

【お問い合わせ】
各航空会社支店営業所及び指定代理店

</td><td>

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、国内線を利用するとき、障がいのある方本人及び介護者（１名）の料金が割引となります。
※１２歳未満の方は、子ども料金が適用されるため、対象となりません。
※割引の実施及び割引額は、航空運送事業者または路線によって異なりますので、詳しくは航空会社各社へお問い合わせください。

</td></tr>
<tr><td>

タクシー運賃割引

【お問い合わせ】
福島地区タクシー協同組合
電話 024-533-3113
又は各タクシー会社

</td><td>

身体に障がいのある方・知的障がいのある方が、福島地区タクシー協同組合のタクシーを利用する際に、運賃が１割引になります。乗車の際、身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。

※精神障害者保健福祉手帳所持者については、タクシー会社ごとに割引の有無が異なりますので、直接タクシー会社へお問い合わせください。

</td></tr>
</table>

制　　度	内　　容
有料道路障害者割引オンライン申請【ＥＴＣ限定】 【お問い合わせ】 NEXCO 東日本お客さまセンター （24 時間） 電話 0570-024-024 （ナビダイヤル・通話料有料） ナビダイヤルをご利用になれない場合は 電話 03-5308-2424 （通話料有料）	以下の全ての要件を満たす方であれば、新規、変更、更新のお手続きをオンラインで申請できます。**※窓口での手続きが不要です。** **障害者手帳所持者（精神障害者保健福祉手帳を除く）** **要件を満たす ETC 車載器のついた車両所持者** **要件を満たす車両を登録し、有料道路の ETC 無線通行による障害者割引利用希望者** ※自家用車を事前登録した ETC 利用申請者が対象。 ※『マイナポータルへの利用者登録』と『マイナポータルアプリ』が必要です。 （事前にマイナポータル WEB サイトで身体障害者手帳・療育手帳情報の連携を確認願います） **詳しくは、以下のホームページで確認願います。** **https://www.expressway-discount.jp/**
有料道路障害者割引 【お問い合わせ】 有料道路ＥＴＣ割引登録係 電話 045-477-1233 【申請先】 福島市役所 障がい福祉課	障害者手帳所持者（精神障害者保健福祉手帳を除く）の有料道路の通行料金が半額になります。 事前に割引申請が必要です。ETC を利用する場合は、割引申請の際に、車両登録する必要があります。（登録できるのは一人一台のみ） 対象者 本人運転の場合　→　身体障害者手帳所持者 本人以外が運転の場合　→　身体障害者手帳１種又は療育手帳１種所持者 必要書類 ①障害者手帳　②車検証　③運転免許証（本人運転の場合） ④ＥＴＣカード（手帳所持者名義） ⑤ETC 車載器セットアップ申込書又は証明書 ※自動車を事前登録しない場合は①・③のみ（この場合 ETC の利用は不可） ※④・⑤は ETC を利用する場合 ※手帳所持者が未成年の場合は親権者・後見人名義 ETC カードも登録可能 その他 軽トラックや会社名義の自動車は割引対象外です。

制　　度	内　　容
ＮＨＫ放送受信料の半額免除申請のＷＥＢ受付 【お問い合わせ】 ＮＨＫ福島放送局 電話 024-526-4623 **※受信料支払いの問い合わせはＮＨＫです。**	ＮＨＫでは、障がいのある方の免除申請手続きの利便性向上を図るため、令和６年３月１８日より、半額免除申請について、マイナポータルと連携したＷＥＢ申請の受付を開始しました。証明書類等の郵送が不要となり、オンラインで免除申請手続きができるようになりました。 免除対象や申請方法について詳しくは QR コードから
ＮＨＫ放送受信料免除 【お問い合わせ】 ＮＨＫ福島放送局 電話 024-526-4623 【申請先】 福島市役所 障がい福祉課	障がい者のいる世帯に対して、放送受信料が免除されます。 減免額には２種類あります。 全額免除 ・身体障害者手帳所持者がいる非課税世帯 ・療育手帳所持者がいる非課税世帯 ・精神障害者保健福祉手帳所持者がいる非課税世帯 半額免除 ・契約者が視覚・聴覚障害(1～6 級）の方で世帯主 ・契約者が重度の身体障害（1・2 級）の方で世帯主 ・契約者が重度の知的障害（A）の方で世帯主 ・契約者が重度の精神障害（1 級）の方で世帯主 申請に必要なもの ①障害者手帳　②認印
携帯電話割引 【お問い合わせ】 各携帯電話会社まで	各携帯電話会社で手帳所持者への割引制度があります。 各社適用要件等が異なりますので、内容は各社店頭等で確認ください。
青い鳥郵便葉書の無償配付 【お問い合わせ】 日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター **電話 0120-23-28-86** （フリーダイヤル） 携帯電話から **電話 0570-046-666** （通話料自己負担） ※ガイダンス中「*」と「1」を選択してください。 ＜ご案内時間＞ 全日 8:00～21:00	受付期間内、希望者に「青い鳥郵便葉書」を無償で配付しています。 対 象 者　身体障害者手帳１～２級、療育手帳Ａ（または１度、２度の表記） 受付期間　毎年 4 月 1 日～5 月 31 日 配 布 物　通常郵便はがき・胡蝶蘭（無地またはインクジェット紙） いずれか１種類を２０枚 窓　　口　専用用紙と手帳の写しを最寄りの郵便局に郵送 配布方法　最寄り郵便局から郵送（窓口配布不可）

市有施設使用料等免除

身体障害者手帳等所持者が、市施設を個人または専用使用で使用する際の使用料等が全額免除（温泉施設を利用する市外在住の障がい者を除く。）となります。

使用する際には障害者手帳等を持参ください。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、指定難病医療費受給者証等

次の方は介護者１名も免除されます。

身体障害者手帳１種の方、療育手帳第１種の方、精神障害者保健福祉手帳１級の方

障害支援区分の記載がある難病患者の方

注意点

温泉施設の利用は、介護者と障がいのある方が同性でない場合、障がいのある方を介護すると認められないため、介護者は無料になりません。

団体の専用使用（一部専用使用を含む）の場合、使用する人数の半数以上（介護者を除く）が対象者であれば無料となります。

窓　口

問い合せ…障がい福祉課 障がい庶務係 電話 525-3748 FAX533-5263

申請窓口…別表の各施設窓口

対象施設（別表）

【体育施設】

No.	施設名	連絡先
1	福島トヨタ　クラウンアリーナ（福島市国体記念体育館）	539-5500
2	NCV ふくしまアリーナ（福島市体育館・武道場）	535-4106
3	福島市飯野野球場	567-5617
4	福島市南体育館	567-5617
5	福島市東部体育館	536-1508
6	福島市西部体育館	591-3506
7	福島市中央市民プール	534-7934
8	福島市森合市民プール	558-2210
9	福島市弓道場	557-1511
１０	福島市飯坂武道場	558-6151
１１	福島市飯坂野球場	558-6151
１２	福島市クレー射撃場	546-5590
１３	福島市相撲場	539-5500
１４	福島市十六沼公園サッカー場	558-6151
１５	福島市十六沼公園スケートボードパーク	558-6151
１６	十六沼公園屋根付き運動場	558-6151
１７	NCV ふくしまパークゴルフ場（福島市パークゴルフ場）	572-5786
１８	インテックテニスガーデン（福島市庭球場）	557-1511
１９	福島市千貫森庭球場	562-2002
２０	誠電社 WINDY スタジアム（信夫ケ丘競技場）	533-2267
２１	福島市信夫ケ丘球場	533-2267
２２	十六沼公園/体育館・スポーツ広場・テニスコート	558-6151

【温泉施設】※福島市外在住の障がい者については、別途障がい者料金が設定されております。

No.	施設名	連絡先
1	あったか湯	591-1125
2	鯖湖湯	542-5223
3	仙気の湯	542-5223
4	導専の湯	542-5223
5	波来湯	542-5223
6	中之湯	563-3991
7	もにわの湯	596-1811
8	十綱湯	542-0400
9	天王寺穴原湯	542-0400
１０	八幡の湯	542-0400
１１	大門の湯	542-0400

【公園施設】

No.	施設名	連絡先
1	ふくしま児童公園　SFC ももりんパーク（福島市児童公園）	572-3575
2	都市公園等	525-3765

【学習センター】

No.	施設名	連絡先
1	福島市中央学習センター	534-6631
2	福島市三河台学習センター	533-8330
3	福島市渡利学習センター	523-1551
4	福島市杉妻学習センター	545-5717
5	福島市蓬莱学習センター	549-1821
6	福島市清水学習センター	557-7400
7	福島市もちずり学習センター	534-2470
8	福島市北信学習センター	554-1115
9	福島市吉井田学習センター	546-3445
１０	福島市西学習センター	593-1013
１１	福島市信陵学習センター	558-1234
１２	福島市飯坂学習センター	542-2122
１３	福島市松川学習センター	567-2323
１４	福島市信夫学習センター	546-5207
１５	福島市吾妻学習センター	526-3353
１６	福島市飯野学習センター	562-3335
１７	福島市蓬莱学習センター分館	549-1636
１８	福島市清水学習センター分館	557-1411
１９	福島市吾妻学習センター分館	591-4560
２０	福島市飯野学習センター青木分館	562-3335
２１	福島市飯野学習センター大久保分館	562-3335
２２	福島市飯野学習センター明治分館	562-3335

【その他施設】

No.	施設名	連絡先
1	福島市男女共同参画センター	525-3784
2	社会教育館立子山自然の家	597-2951
3	ふくしん夢の音楽堂（福島市音楽堂）	531-6221
4	福島市子どもの夢を育む施設　「こむこむ」	524-3131
5	福島市草心苑	573-5061
6	福島市古関裕而記念館	531-3012
7	福島市写真美術館	563-4990
8	福島市働く婦人の家	531-6221
9	福島市勤労青少年ホーム	531-6221
１０	福島市東部勤労者研修センター（連絡先：株式会社トッパンインフォメディア）	536-6111
１１	福島市西部勤労者研修センター（連絡先：福島キャノン株式会社）	593-2111
１２	福島市産業交流プラザ	525-4089
１３	キョウワグループ・テルサホール　（福島テルサ）	521-1500
１４	サンライフ福島	553-5529
１５	福島市飯野イベント広場	562-2111
１６	福島市アクティブシニアセンター「Ａ・Ｏ・Ｚ」	533-2344
１７	パルセいいざか（福島市飯坂温泉観光会館）	542-2121
１８	福島市旧堀切邸	542-8188
１９	旧佐久間邸	546-3948
２０	福島市市民会館	535-0111
２１	福島市いいの交流館	562-2111
２２	市民活動サポートセンター	526-4533
２３	福島市老人福祉センター	545-4511
２４	福島市敬老センター	535-0111
２５	福島市わたりふれあいセンター	522-2563
２６	福島市飯野地域福祉センター	562-3946
２７	ヘルシーランド（福島市健康福祉センター）	536-5600
２８	じょーもぴあ宮畑（宮畑遺跡史跡公園）	573-0015
３９	御倉邸（御倉町地区公園）	522-2390
３０	茂庭広瀬公園野外ステージ（音響設備）	571-7702
３１	福島市土湯温泉まちおこしセンター「湯楽座」	595-2217
３２	福島市土湯温泉観光交流センター「湯愛舞台」	572-5503
３３	まちなか交流施設「ふくふる」	524-3717
３４	まちなか広場	525-3763
３５	道の駅ふくしま	572-4588
３６	UFO ふれあい館	562-2002

１１．税金の控除・減免等

自動車税・軽自動車税等の減免

減免要件

１　減免申請対象者

●**身体に障がいのある方**・・・下表の場合減免対象

区　分			減免対象の要件	
			身体に障がいのある方 自身が運転する場合	身体に障がいのある方と生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合
身体障害者手帳	視覚障害		１級～４級	１級～４級
	聴覚障害		２級・３級	２級・３級
	平衡機能障害		３級	３級
	音声機能障害		３級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	
	上肢不自由		１級・２級	１級・２級
	下肢不自由		１級～６級	１級～３級
	体幹不自由		１級～３級、５級	１級～３級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級・２級	１級・２級
		移動機能	１級～６級	１級～６級
	心臓, じん臓, 呼吸器, 小腸, ぼうこう又は直腸機能障害		１級・３級・４級	１級・３級・４級
	免疫機能障害		１級～４級	１級～４級
	肝臓機能障害		１級～４級	１級～４級

●**知的障がいのある方**・・・療育手帳Ａが減免要件

●**精神に障がいのある方**・・・精神障害者保健福祉手帳１級かつ自立支援医療受給者証（精神通院）交付者が減免要件

２　減免の自動車条件

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">区　　分</th><th>自動車の所有
（取得）者</th><th>自動車の運転者</th><th>使用目的</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">身体に障害
のある方</td><td rowspan="2">１８歳以上</td><td rowspan="2">本人</td><td>本人</td><td>問わない</td></tr>
<tr><td>生計を一にする方
又は常時介護する方</td><td rowspan="2">障がいのある方等が通学、通院、通勤、通所又は生業のために専ら使用すること</td></tr>
<tr><td>１８歳未満</td><td>本人又は生計を一にする方</td><td>生計を一にする方
又は常時介護する方</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td colspan="2" rowspan="2">療育手帳Ａの方</td><td rowspan="2">本人又は生計を一にする方</td><td>本人</td><td>問わない</td></tr>
<tr><td>生計を一にする方
又は常時介護する方</td><td>障がいのある方等が通学、通院、通勤、通所又は生業のために専ら使用すること</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td colspan="2" rowspan="2">精神障害１級の方
（精神通院医療の給付を受けている方に限る）</td><td rowspan="2">本人又は生計を一にする方</td><td>本人</td><td>問わない</td></tr>
<tr><td>生計を一にする方
又は常時介護する方</td><td>障がいのある方等が通学、通院、通勤、通所又は生業のために専ら使用すること</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td colspan="2" rowspan="2">戦傷病者</td><td rowspan="2">本人</td><td>本人</td><td>問わない</td></tr>
<tr><td>生計を一にする方
又は常時介護する方</td><td>障がいのある方等が通学、通院、通勤、通所又は生業のために専ら使用すること</td></tr>
</table>

※自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）は４月１日現在所有（所有権留保付の場合は使用）の自動車が課税対象。

※減免対象は、障がいのある方１人につき１台の自家用自動車（軽自動車を含む。）に限る。事業用自動車は非該当

※常時介護者が運転する場合は、生業や通院等で１年以上継続して週３日以上使用する場合に限る。

３　減免に必要な書類

種　　別	必要なもの　（すべて原本確認）	申請先
自動車税（種別割） 自動車税（環境性能割） 軽自動車税（環境性能割）	●手帳 ●運転する方の免許証 ●車検証（電子車検証の場合は「自動車検査記録事項」） ●生計を一にする方が運転する場合は、世帯全員の住民票	県北地方振興局県税部 （県庁北庁舎４階） 521-2702
軽自動車税（種別割）	●手帳 ●運転する方の免許証 ●車検証（電子車検証の場合は「自動車検査記録事項」） ●納税通知書（納付書） ●福島市外に住民票がある世帯で、障がいのある方と生計を一にする方が運転する場合は、世帯全員の住民票	福島市役所 市民税課 税制係 （市役所本庁舎２階） 525-3713

※生計が別で、常時介護する方が運転する場合は常時介護証明書が必要となります。（詳細は次項参照）

４　申請期間

自動車税 （種別割）	（１）身体障害者手帳等の交付が４月１日より前の場合 →４月１日から納期限まで（令和７年度は令和７年６月２日まで） （２）身体障害者手帳等の交付が４月１日以降 または 申請期限後の場合 →当該年度の２月末日までに申請すれば、申請月の翌月以後の月数に応じ、 税額の月割相当額が減免になります。 **※詳しくは、県北地方振興局県税部にお問い合せください。**
軽自動車税 （種別割）	納税通知書発付後より、納期限までが申請期間です。 （令和７年度は令和７年５月８日から令和７年６月２日まで） **※詳しくは、福島市役所市民税課税制係までお問い合せください。** ※軽自動車税は、現行通り年度途中からは減免となりません。

常時介護証明書

自動車税（種別割）、自動車税（環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）減免申請添付書類として、**障がいのある方を常時介護する方**が自動車を運転する場合は、常時介護証明書が必要になります。

自動車の運転者が障がいのある方本人の場合、常時介護証明書は不必要です。直接県北地方振興局県税部または市民税課で減免申請できます。

対 象 者

減免を受ける障がいのある方と生計を別にし、当該障がいのある方を常時介護する方

※当該減免を受ける障がいのある方の世帯に運転する方がいないこと。

※１年以上継続して週に３回以上、通学・通院・通所・通勤のために運転する場合に限ります

必要書類

●身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳　●自立支援医療受給者証

※精神障害者保健福祉手帳所持者で普通自動車の減免を受ける場合のみ

●車検証※新車購入時は不要　●運転者の免許証　●申請書　●自動車運行計画書

●証明書　　●誓約書　　●同意書（窓口に備え付けてあります）

窓　　口

問い合せ…障がい福祉課 障がい庶務係 電話 525-3748 FAX533-5263

申請窓口…障がい福祉課

優遇される各種税

控除される税金は次のとおりです。

<table>
<tr><th>種　類</th><th>身障
手帳</th><th>療育
手帳</th><th>精神</th><th colspan="2">内　　容</th><th>窓　　口</th></tr>
<tr><td rowspan="3">所得税</td><td>3～6 級</td><td>B</td><td>2～3 級</td><td>障害者控除</td><td>１人２７万円</td><td rowspan="3">問い合わせ先
福島税務署
TEL 534-3121</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1～2 級</td><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">1 級</td><td>特別障害者控除</td><td>１人４０万円</td></tr>
<tr><td>同居特別障害者控除</td><td>１人７５万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">住民税</td><td>3～6 級</td><td>B</td><td>2～3 級</td><td>障害者控除</td><td>１人２６万円</td><td rowspan="4">問い合わせ先
福島市役所市民税課
市民税第二係・第三係
TEL 525-3792
TEL 525-3712</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1～2 級</td><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">1 級</td><td>特別障害者控除</td><td>１人３０万円</td></tr>
<tr><td>同居特別障害者控除</td><td>１人５３万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">全所持者</td><td colspan="2">前年合計所得金額１３５万円以下非課税</td></tr>
<tr><td rowspan="3">相続税</td><td>3～6 級</td><td>B</td><td>2～3 級</td><td rowspan="2">障害者控除
特別障害者控除</td><td rowspan="2">相続により財産を取得した場合、障がい程度、年齢要件により障害者控除あり</td><td rowspan="3">問い合わせ先
福島税務署
TEL 534-3121</td></tr>
<tr><td>1～2 級</td><td>A</td><td>1 級</td></tr>
<tr><td>贈与税</td><td>1～2 級</td><td>A</td><td>1 級</td><td colspan="2">特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に係る信託受益権のうち一定額部分は非課税</td></tr>
</table>

障害者控除対象者認定書

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の方も認定基準を満たすと税法上の障害者控除を受けられます。

介護保険の要介護・要支援認定を受けている、または、寝たきりの状態で、介護保険法第27条の規定に基づく要介護認定の審査において用いる認定調査票の中の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」および「認知症高齢者の日常生活自立度」の基準ならびに6か月以上寝たきりの状態の場合は訪問調査等による判定により認定し、福祉事務所長から税法上の障害者控除を受けられる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

窓　口

問い合せ…介護保険課　介護認定係 電話 525-6552 FAX 526-3678

申請窓口…介護保険課または各支所・茂庭出張所